

所管事項調査に関する資料

目次	ページ
1 福田地域センター西部地区事務所の移転について	2 ~ 7
2 指定管理者の更新の方針について	8 ~ 14

中央総合事務所

令和5年9月

1 福田地域センター西部地区事務所の移転について

(1) 全体概要

福田地域センター西部地区事務所については、地元の要望を踏まえた公共施設マネジメントの地区別計画に基づき、移転等による公共施設の複合化について、今回、地元へ説明し了承が得られたため、手熊地区ふれあいセンター内へ移転するもの。

現在の福田地域センター西部地区事務所については、施設がバリアフリーに対応していないことや駐車場が2台分と少なく、路上駐車もみられる等の問題が生じているが、移転によって、バリアフリーに対応し、また、駐車場も10台分が利用できるようになり、利用者の利便性の向上が図られる。

(2) 福田地域センター西部地区事務所の移転の内容

ア 移転先 手熊地区ふれあいセンター内(現図書室) 長崎市手熊町1291番地1

イ 移転日 令和8年1月(予定)

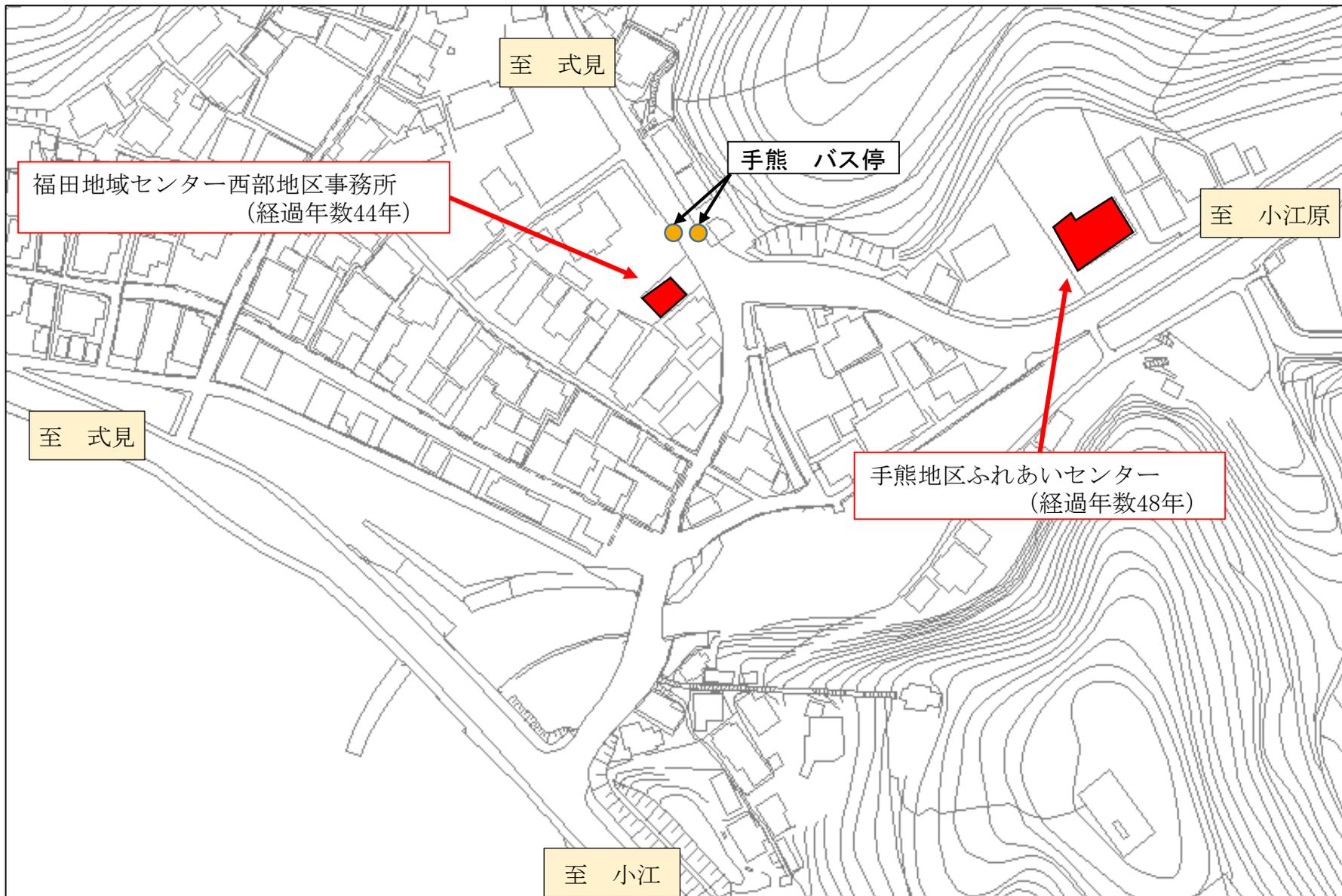
ウ 今後のスケジュール

(ア) 手熊地区ふれあいセンター内部改修工事及び移転作業 令和7年4月～12月

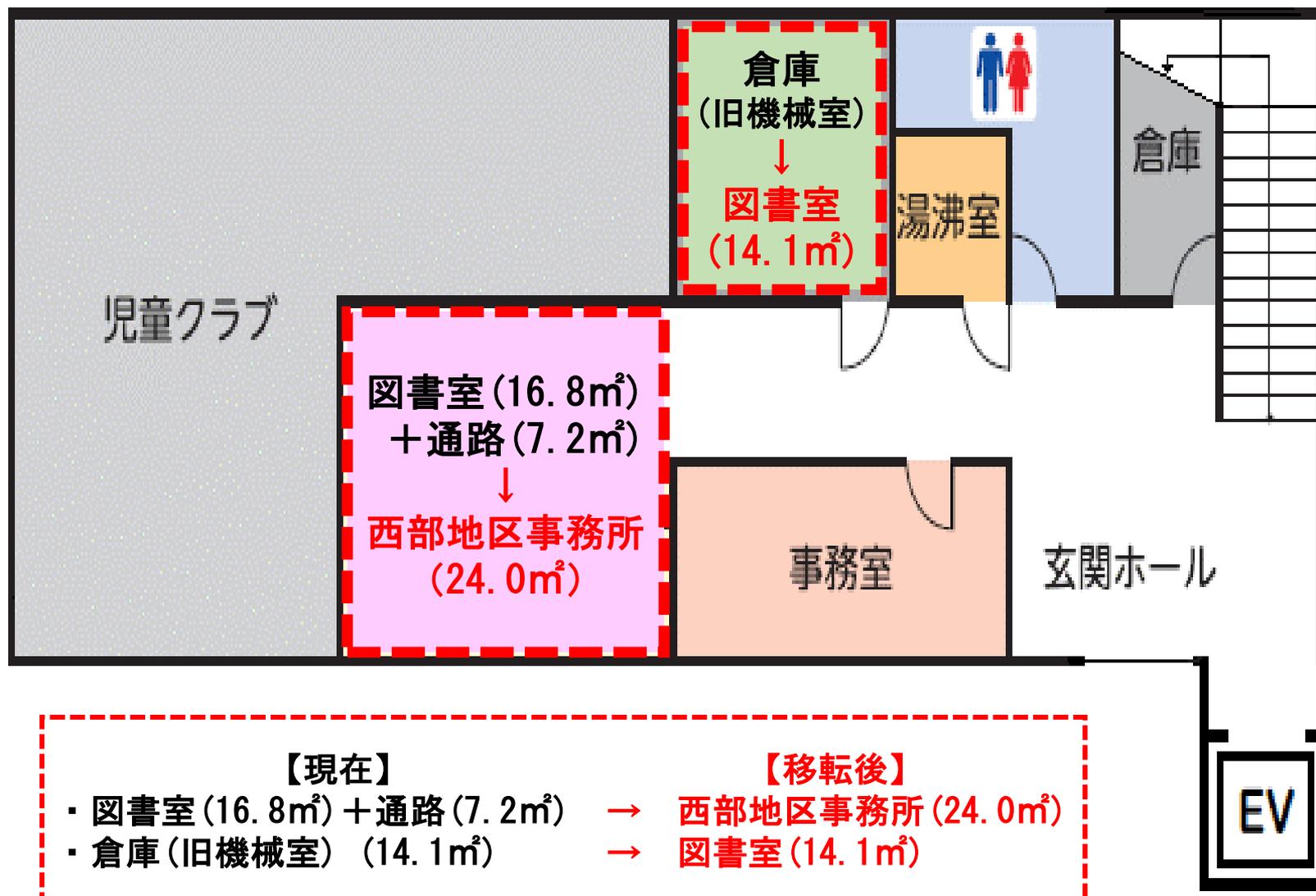
(イ) 移転についての広報周知 令和7年4月～12月

(ウ) 西部地区事務所移転 令和8年1月～

【福田地域センター西部地区事務所及び手熊地区ふれあいセンター位置図】



【手熊地区ふれあいセンター 1階平面図】



【福田地域センター西部地区事務所現況写真】



外 観



施設内（入口から）

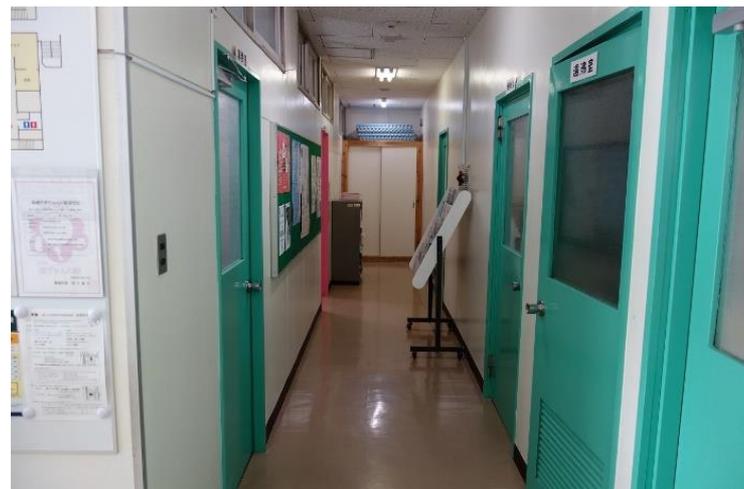


施設内（執務室から）

【手熊地区ふれあいセンター現況写真】



外 観



1階廊下



図書室



倉庫(旧機械室)

2 指定管理者の更新の方針について

(1) 指定管理者制度導入施設一覧

選定方法	施設名	設置根拠 (条例)	現在の 指定管理者	指定期間	所管課
非公募	長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市ふれあいセンター条例	小島地区ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	中央総合事務所 総務課
	長崎市緑が丘地区ふれあいセンター		緑が丘地区ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	長崎市戸町地区ふれあいセンター		戸町地区ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	長崎市滑石地区ふれあいセンター		滑石地区ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	長崎市仁田佐古地区ふれあいセンター		仁田佐古地区ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	長崎市三川地区ふれあいセンター		三川地区ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	長崎市淵地区ふれあいセンター		淵地区ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	長崎市横尾地区ふれあいセンター		横尾地区ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	長崎市ダイヤランドふれあいセンター		ダイヤランドふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	長崎市小江原地区ふれあいセンター		小江原地区ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	長崎市桜馬場地区ふれあいセンター		桜馬場地区ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	長崎市山里地区ふれあいセンター		山里地区ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	長崎市西北・岩屋ふれあいセンター		西北・岩屋ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	長崎市浦上駅前ふれあいセンター		浦上駅前ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	長崎市上長崎地区ふれあいセンター		上長崎地区ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	

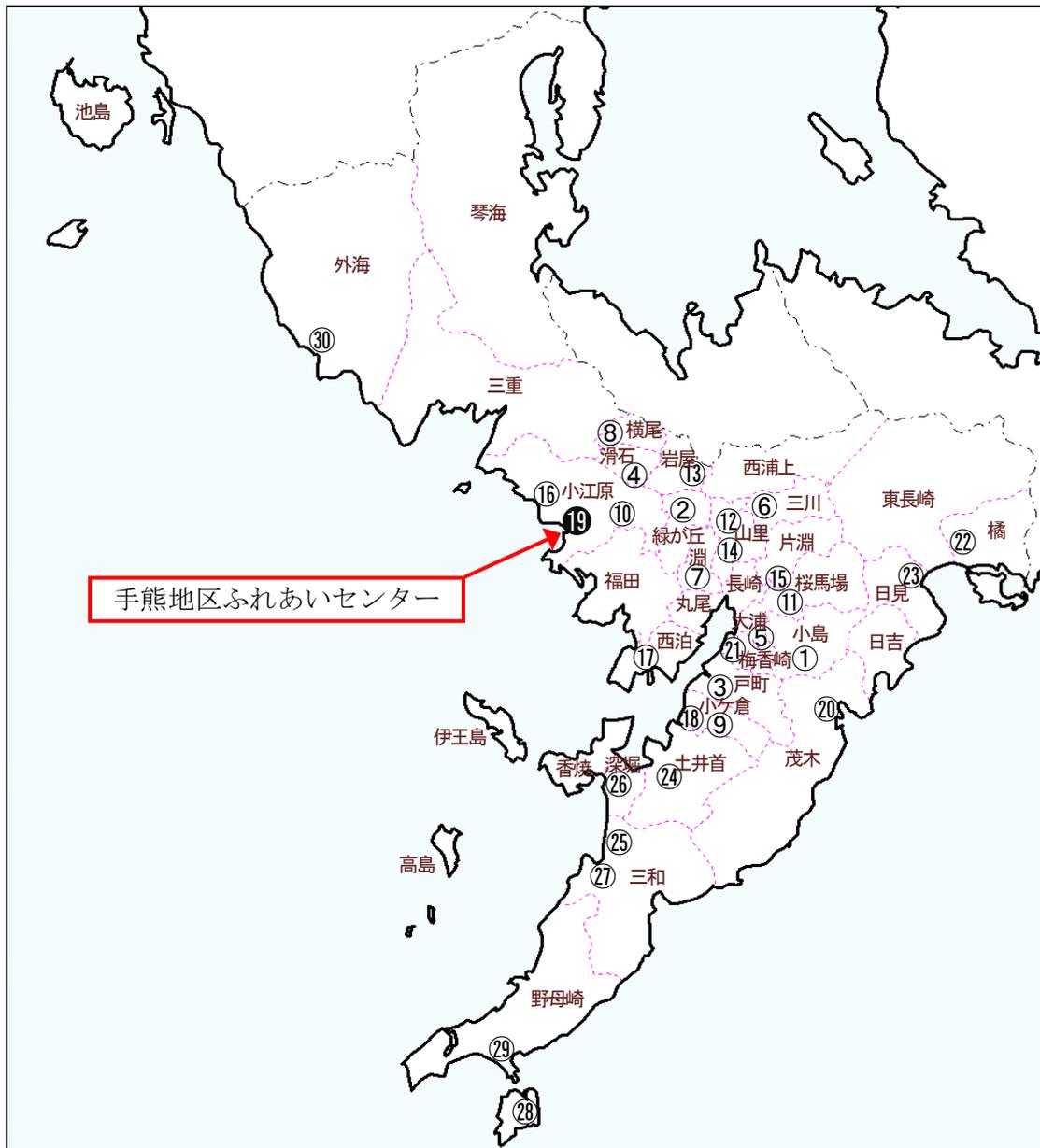
選定方法	施設名	設置根拠 (条例)	現在の 指定管理者	指定期間	所管課
非公募	長崎市式見地区ふれあいセンター	長崎市ふれあいセンター条例	式見地区ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	中央総合事務所 総務課
	長崎市木鉢地区ふれあいセンター		木鉢地区ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	長崎市小ヶ倉地区ふれあいセンター		小ヶ倉地区ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	長崎市手熊地区ふれあいセンター		手熊地区ふれあいセンター運営委員会	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	
	長崎市茂木地区ふれあいセンター		茂木コミュニティ連絡協議会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	
	長崎市大浦地区ふれあいセンター		北大浦地区コミュニティ協議会	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	
	長崎市橘地区ふれあいセンター		橘地区ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	東総合事務所 地域福祉課
	長崎市日見地区ふれあいセンター		日見地区ふれあいセンター運営委員会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	
	長崎市土井首地区ふれあいセンター		土井首地区コミュニティ協議会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	南総合事務所 地域福祉課
	長崎市晴海台地区ふれあいセンター		晴海台地区ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	長崎市深堀地区ふれあいセンター		深堀地区ふれあいセンター運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	長崎市蚊焼地区ふれあいセンター		蚊焼地区コミュニティ協議会	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	
	長崎市野母崎樺島地区ふれあいセンター		野母崎樺島地区コミュニティ連絡協議会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	
	長崎市脇岬地区ふれあいセンター		脇岬コミュニティ協議会	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	
長崎市出津地区ふれあいセンター	出津地区ふれあいセンター運営委員会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	北総合事務所 地域福祉課		

(2) 非公募予定施設（長崎市手熊地区ふれあいセンター）

ア 施設の概要

(ア) 位置図（全体）

※点線は中学校区を示す



- ① 小島地区ふれあいセンター
- ② 緑が丘地区ふれあいセンター
- ③ 戸町地区ふれあいセンター
- ④ 滑石地区ふれあいセンター
- ⑤ 仁田佐古地区ふれあいセンター
- ⑥ 三川地区ふれあいセンター
- ⑦ 淵地区ふれあいセンター
- ⑧ 横尾地区ふれあいセンター
- ⑨ ダイヤランドふれあいセンター
- ⑩ 小江原地区ふれあいセンター
- ⑪ 桜馬場地区ふれあいセンター
- ⑫ 山里地区ふれあいセンター
- ⑬ 西北・岩屋ふれあいセンター
- ⑭ 浦上駅前ふれあいセンター
- ⑮ 上長崎地区ふれあいセンター
- ⑯ 式見地区ふれあいセンター
- ⑰ 木鉢地区ふれあいセンター
- ⑱ 小ヶ倉地区ふれあいセンター
- ⑲ 手熊地区ふれあいセンター
- ⑳ 茂木地区ふれあいセンター
- ㉑ 大浦地区ふれあいセンター
- ㉒ 橘地区ふれあいセンター
- ㉓ 日見地区ふれあいセンター
- ㉔ 土井首地区ふれあいセンター
- ㉕ 晴海台地区ふれあいセンター
- ㉖ 深堀地区ふれあいセンター
- ㉗ 蚊焼地区ふれあいセンター
- ㉘ 野母崎樺島地区ふれあいセンター
- ㉙ 脇岬地区ふれあいセンター
- ㉚ 出津地区ふれあいセンター

(イ) 位置図 (長崎市手熊地区ふれあいセンター)

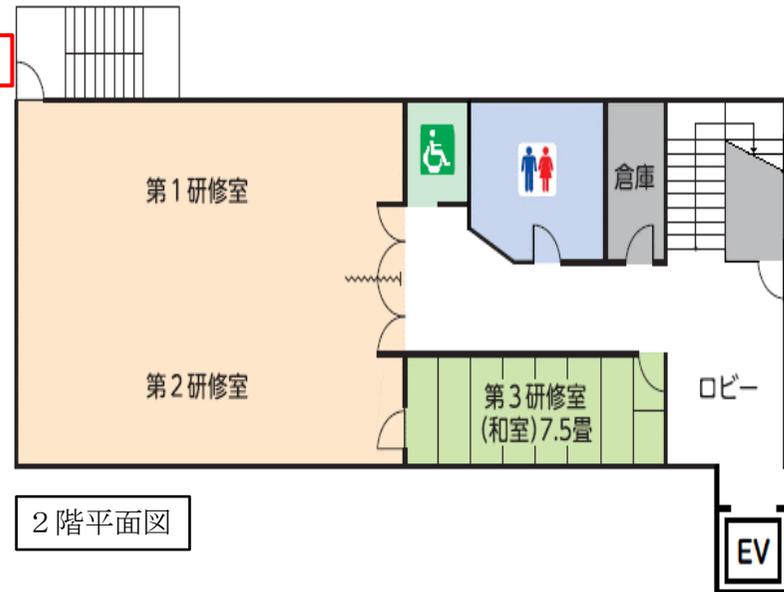
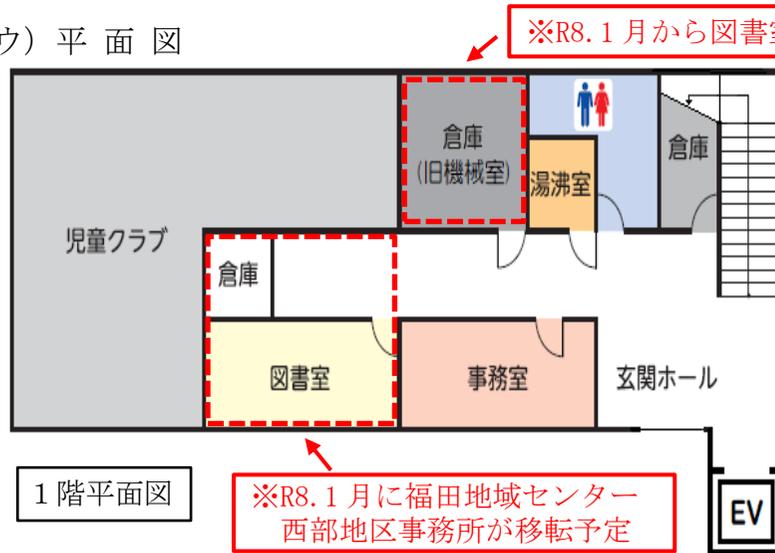


国土地理院地図 (施設名追加)



福田地域センター 西部地区事務所
 ※R. 1月に手熊地区ふれあいセンター内に移転予定

(ウ) 平面図



- (エ) 名 称 長崎市手熊地区ふれあいセンター
(オ) 所 在 地 長崎市手熊町 1291 番地 1
(カ) 構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建
(キ) 設置年月日 平成 31 年 4 月 1 日
(ク) 設 置 目 的 市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚に資するため
(ケ) 主な施設内容 1 階：事務室、図書室 2 階：第 1 研修室、第 2 研修室、第 3 研修室
(コ) 開館時間の承認の基準 午前 9 時から午後 5 時までの時間帯を基本とする 1 日 8 時間以上
(サ) 休館日の承認の基準 毎週月曜日及び年末年始（1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの期間内）

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移 (人)

年度	導入前 (平成 30 年度)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用人数	2,442	1,651	※ 1,149	※ 1,149	1,352

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の期間を臨時休館

令和 2 年度：74 日間（4/22～5/10、12/29～2/21）

令和 3 年度：86 日間（4/30～6/7、8/27～9/12、1/23～2/21）

(イ) 指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く (千円)

年度	導入前 (平成 30 年度)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
金額	5,230	4,050	4,321	5,134	5,134

(ウ) 利用料金収入 (千円)

年度	導入前 (平成 30 年度)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
金額	40	15	9	7	11

(エ) 主なサービス向上策

地元小中学校や地域の各種団体などと連携した催し、多世代が参加できる様々な講座の実施等、利用者を惹きつける取組みにより、センターの利用促進へと繋げている。

そのほか、施設の管理・運営においても、利用者からの意見を取り入れ対応している。

(オ) 評価

指定管理者による地域の実状やニーズに沿ったきめ細やかな対応が行われているとともに、多世代交流を図る事業や地元に着した講座の実施により、地区の一体感の醸成に寄与している。指定管理者により事業計画に沿った施設の適正な管理・運営が実施されているものと評価する。

ウ 次期指定管理者の選定方針について

(ア) 現在の指定管理者 手熊地区ふれあいセンター運営委員会

(イ) 現在の指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(ウ) 次期指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(エ) 非公募の理由 地元密着型の施設であり、地元の住民で構成された運営委員会に委託することにより、住民へのサービス向上と地域コミュニティの活性化のメリットなどが見込めるため、これまでも円滑に管理・運営を行ってきた実績のある手熊地区ふれあいセンター運営委員会を引き続き指定管理者の候補団体として非公募により選定するもの。

(オ) 利用料金制 導入済み

エ 指定までのスケジュール

年 月	市議会	内 容
令和5年9月	9月議会	<ul style="list-style-type: none"> ・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和5年9月		<ul style="list-style-type: none"> ・特定団体に仕様書等を提示
令和5年9月		<ul style="list-style-type: none"> ・特定団体から指定に必要な書類を受領
令和5年9月		<ul style="list-style-type: none"> ・特定団体の決定
令和5年11月	11月議会	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の指定
		<ul style="list-style-type: none"> ・指定議案審査
		<ul style="list-style-type: none"> 債務負担行為の設定
		<ul style="list-style-type: none"> ・補正予算議案審査